2017年12月26日　小林

**日本人における倫理観の二面性とコンプライアンス研究の視点**

目次

1　本稿の目的

2　コンプライアンス確保のための法整備の現状

　2.1 会社法における内部統制システムの構築

　2.2 金融商品取引法における内部統制報告制度

　2.3 企業における実務の対応

　　2.3.1 取締役会等での決議

　　2.3.2 コンプライアンス体制

　　　2.3.2.1 社内組織の構築

　　　2.3.2.2 企業倫理憲章等の策定

　　　2.3.2.3 内部通報体制の構築

　　2.3.3 コンプライアンス体制の運営

　　　2.3.3.1 リスク・マネジメント

　　　2.3.3.2 周知・教育

　　　2.3.3.3 内部通報への対応

　　　2.3.3.4 モニタリングと評価

　　　2.3.3.5 事故発生時の対応

3　日本人における倫理観の二面性

　3.1 ゴミを拾って帰る日本人サポーター

　3.2 東日本大震災の被災者たち

　3.3 小学生の地下鉄通学と「はじめてのおつかい」

　3.4 失くした財布がもどってくる日本

　3.5 日本人における倫理観の二面性

4　コンプライアンス研究の視点

　4.1 コンプライアンス研究に欠けている視点

　4.2 日本の文化と日本人の心

5　今後の課題

1. **本稿の目的**

本稿の目的は、コンプライアンスを研究する視点として、日本の文化と日本人の心に着目することが必要ではないかとの問題意識を提示することである。

筆者がこの問題意識を持つきっかけとなったのは、日本人の倫理観に二面性があるのではないかと思ったことである。この二面性とは、家庭人としての倫理観と企業人としての倫理観にかい離があることである。日常生活においては良き家庭人として高い倫理観を見せるその一方で、その同じ人物が企業人としては不正と知りながらコンプライアンス違反をおこなうのである。この二面性は、どこから来るのであろうか。

以下ではまず、日本におけるコンプライアンス確保のための法整備の状況を概観する。法整備の結果、コンプライアンス体制は大企業では定着しており、その他の企業においても相当程度の浸透を見せていると思われる。しかしながら、企業不祥事は依然としてあとを絶たないのが現状である

次に、日本人の倫理観に二面性があることに気づかされたいくつかの事例を紹介する。この倫理観の二面性に気がついたとき、これまでのコンプライアンス研究に欠けていた視点が見えてきた。それは、人の心である。ある人が不正をおこなうのも思い止まるのも、その人の心が決めることである。その心はものの考え方というべきものであり、これは日本の文化によって形つくられているのではないだろうか。この視点が、欠けているように思われる。

最後に、このような問題意識にもとづき、コンプライアンス確保に向けた研究を進めていくための視点を具体的に提案していくこととする。

1. **コンプライアンス確保のための法整備とコンプライアンス体制の現状**

1987年の東芝機械ココム違反事件[[1]](#footnote-1)でコンプライアンスにたいする意識が芽ばえ、その後企業不祥事がマスメディアをにぎわすたびに企業経営者のコンプライアンスへの関心は高まり、社内のコンプライアンス体制はそれと歩調をあわせ整備・強化されていった。しかしながら、いまだに企業不祥事はあとを絶たない。このような状況にたいし法制度はどのように対応してきたのか、そしてその法整備を受けて企業はどのようなコンプライアンス体制を導入しているのか、その現状を見ていこう。

* 1. **会社法[[2]](#footnote-2)における内部統制システムの構築**

旧商法の時代においては、取締役は善管注意義務の一部としてコンプライアンスを確保する義務を負っていたと解されている[[3]](#footnote-3)。したがって、上司が部下の業務をチェックし、あるいはある業務がブラックボックス化するのを防ぐため適宜人事異動をおこなうなどの仕組みは、以前から広くおこなわれてきた。

2006年5月に施行された会社法において、これが内部統制システムとして明確化された。内部統制システムは、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」[[4]](#footnote-4)と定義されている。大会社[[5]](#footnote-5)に該当する株式会社および委員会設置会社については、取締役会の決議[[6]](#footnote-6)により内部統制システム[[7]](#footnote-7)を構築しなければならないこととされている。この内部統制システムは、コンプライアンス体制を包含するものである。

大会社以外の株式会社（中小会社）については、内部統制システムの構築義務はないが[[8]](#footnote-8)、取締役の善管注意義務の一部としてコンプライアンスを確保する義務を負っていることにかわりはない。義務はないとしても、内部統制システムを構築してこれを適正に運営するのであれば、コンプライアンス確保についての取締役の善管注意義務は果たされていると解される一つの根拠になると考えられている[[9]](#footnote-9)。

構築された内部統制システムの内容およびその運用状況の概要は、事業報告書に記載することが必要である[[10]](#footnote-10)。この内容および運用状況が相当でない場合、監査役・監査役会はそれを事業監査報告書に記載しなければならない[[11]](#footnote-11)。

上記以外にも会社法は、コンプライアンスを確保するためさまざまな規定を設けている。主なものを以下に掲げよう。一つ目は、取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、要求がなくても直ちにそれを監査役・監査役会に報告しなければならない[[12]](#footnote-12)。二つ目は、監査役は取締役会において法令等に違反する決議がなされるのを防ぐため、取締役会に出席し必要と認めるときは意見を述べる義務があり[[13]](#footnote-13)、三つ目は、監査役は取締役が不正の行為をし、もしくは、そのような行為をするおそれがあると認めるとき、または法令等に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役・取締役会に報告する義務があり[[14]](#footnote-14)、そして四つ目は、監査役は取締役が法令等に違反する行為をし、またはそのおそれがある場合であって、その行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その取締役にたいし、その行為をやめることを請求することができるのである[[15]](#footnote-15)。

* 1. **金融商品取引法[[16]](#footnote-16)における内部統制報告制度**

金融商品取引法は、株主等の保護を目的として、上場会社等[[17]](#footnote-17)について内部統制体制の評価・報告を義務づけている[[18]](#footnote-18)。この制度の実施は、2008年4月1日以降に開始する事業年度からとされた。

内部統制体制の構築は、明示的には義務とはされていないが、会社は内部統制体制を評価し、その評価は内閣総理大臣に提出しなければならないことから[[19]](#footnote-19)、会社は適切な内部統制体制を構築することがもとめられていることになる[[20]](#footnote-20)。

ここでいう内部統制体制とは、金融商品取引法において「当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制」[[21]](#footnote-21)と規定されており、これを受けて内閣府令[[22]](#footnote-22)において、「当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう」と規定されている。ここでいう「財務報告」は、内閣府令[[23]](#footnote-23)において「財務諸表（連結財務諸表（中略）を含む。（中略））及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告をいう」と定義されているので、内部統制体制とは、財務諸表が適正に作成されることを確保するための体制ということになる。

このように金融商品取引法にいう内部統制体制は、対象となる範囲は絞られている。しかしながら、実際に生じた不正会計事件の詳細を見てみると[[24]](#footnote-24)、不正会計の背後には不正取引があり、その不正取引は会社の社員や取締役等が企図し、その実行の意思決定は取締役会等の会議体あるいは責任ある立場の取締役や幹部社員等によりなされ、上司や取締役等のチェック機能がはたらかずに生じてしまったケースが少なからずある。そうすると、内部統制体制は単に経理・財務部門を対象としたコンプライアンス体制にとどまらず、全社的なコンプライアンス体制であることがもとめられているのである。

* 1. **企業における実務の対応**

上記のような法整備に対応して、企業は実際にどのようなコンプライアンス体制を導入し、運営しているのか見ておこう。以下は、実務書等[[25]](#footnote-25)を参考に標準的と思われるコンプライアンス体制とその運営を概観したものである。

なお、コンプライアンス体制とその運営のあり方および課題については、第〇章において実務的な観点から詳しく論じているので、そちらを参照されたい。

* + 1. **取締役会等での決議**

上記で述べたように、大会社および委員会設置会社については、内部統制システムを取締役会の決議[[26]](#footnote-26)により決定することが必要である。この内部統制システムについては、金融商品取引法における内部統制体制も考慮されたうえで決定されなければならない。また、内部統制システムのなかには、コンプライアンス体制が包含されることになる。

* + 1. **コンプライアンス体制**
			1. **社内組織の構築**

まず、コンプライアンス担当役員を具体的にだれにするかを決定しなければならない。そのうえで、コンプライアンス担当部門を専門部署とするか、既存部署の兼任とするかを決定し、その内部組織、人員配置等を決定しなければならない。コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関係業務全般を監督させることもある。また、各部門ごとにその部門でのコンプライアンス担当者を選任し、コンプライアンス担当部門との連絡調整および当該部門内でのコンプライアンス施策等の周知を担当させることもある。

* + - 1. **企業倫理憲章等の策定**

次に、社内関係規定の整備である。コンプライアンス遵守のための憲法ともいうべき基本ルールを定めた「企業倫理憲章」等を定めることが一般的である。その基本ルールのもと、コンプライアンス確保のため役員・従業員が守るべきコンプライアンス規範を文書の形で明確化しなければならない。この違反にたいし会社として従業員に懲戒処分をおこなうには、その規範が就業規則に規定されていなければならないことから、コンプライアンス規範と就業規則の関係を考慮しなければならない。

コンプライアンス規範をわかりやすく解説したマニュアル的な文書を作り従業員に配布し、あるいはイントラネットで社内公表することも検討すべきである。

* + - 1. **内部通報体制の構築**

公益通報者保護法[[27]](#footnote-27)を参考にしながら、内部通報体制を決定しなければならない。受付窓口は社外の弁護士事務所等に設置するのが、通報者の匿名性確保の観点から有効であり、内部通報を促進することになる。内部通報があった場合、どのようなプロセスで処理するのかを社内規定として明確化することが必要である。この社内規定において、内部通報者の匿名性の確保および不利益な取り扱い禁止の保証を明示することが重要である。内部通報制度が社内に周知され適切に機能するためには、ポスター等による社内PRも検討すべきである。

* + 1. **コンプライアンス体制の運営**
			1. **リスク・マネジメント**

会社の部署ごとにどのようなコンプライアンス違反が生じる可能性があるのかを前もって明確化し（リスク評価）、違反が生じないための事前対策を具体的に講じておくことが必要である。そのうえで、万一コンプライアンス違反が生じた場合、どのような対応策を講ずべきかを前もって想定しておくことも重要である。

リスク評価、事前対策および違反発生時の対応策は、定期的に評価し、必要におうじ見直すべきである。

* + - 1. **周知、教育**

企業倫理憲章その他のコンプライアンス関係規定は、全役員・従業員に周知し、必要におうじ説明会を開催しなければならない。部門ごと、あるいは職位ごとにコンプライアンス違反のリスクの所在は異なるため、部門単位・職位単位で説明会を開催することも検討しなければならない。教育効果は経年低下するので、定期的に説明会を開催することが必要である。

* + - 1. **内部通報への対応**

内部通報事案の処理に関する規定にしたがい処理をすることになるが、通報者への速やかな回答と誠実な対応が内部通報制度への信頼感を醸成し、ひいては、より多くの有意義な通報へつながっていくものである。事案の処理結果はコンプライアンス部門のなかで共有化し、回答内容の平準化を図ることも重要である。

* + - 1. **モニタリングと評価**

各部門（コンプライアンス担当部門を含む。）はコンプライアンスに関する規定の遵守状況を自己確認し、問題ある場合は、その解決のため業務プロセス変更等の対策を講じることが必要である。この自己確認は所定のチェックリストにもとづきおこなうことで、チェックもれや恣意的な評価を防ぐことができる。この遵守状況の確認・問題の発見・対策の実施は一年に一度等定期的におこなわれなければならない。

* + - 1. **事故発生時の対応**

コンプライアンス違反発生時の対応のあり方について、マニュアルを作っておくべきである。コンプライアンス違反が発生した場合、関係各部門はそのマニュアルにしたがって部門間および職位間において適切に情報共有・協議がなされなければならない。重大なコンプライアンス違反の場合、経営トップを含めた体制のもと速やかな事実確認と情報の公開、原因の究明がなされなければならず、企業の信頼回復のため再発防止策を徹底し、かつ責任の所在を明確にしたうえで厳正な処分がなされなければならない。

1. **日本人における倫理観の二面性**

以上のような法整備とそれを受けた企業におけるコンプライアンス体制の導入にもかかわらず、企業不祥事はなくなる気配を見せていない。これまでに発生した企業不祥事においては、消費者や取引企業等の信頼をあざむく非倫理的な不正行為がおこなわれた事例が数多くある。これでは、企業人の倫理観を疑わざるをえない。

その一方で、筆者は以前から漠然と日本人一般の倫理観の高さを感じていた。これにあらためて気づかされたのは、海外からの指摘であった。

* 1. **ゴミを拾って帰る日本人サポーター**

2014年6月におこなわれたワールドカップ・サッカー・ブラジル大会で、試合後ゴミを拾って帰る日本人サポーターに海外から称賛の声があがった[[28]](#footnote-28)。この大会で日本代表チームは、三戦して二敗一分けで予選敗退となったが、海外のメディアは、試合に負けてもゴミを拾って帰る日本人サポーターを驚きとともに尊敬の念をもって伝えている。外国人サポーターには、自国の代表チームが負けるとゴミを投げて怒りを表してサッカー場を後にする人も少なくないようで（単にゴミを置いて帰るのではない）、これは自国のサッカー場では見なれた光景であるようだ。彼らはかりにひいきのチームが勝ったとしても、ゴミを拾って帰ることなどないのであろう。

日本人サポーターが試合後ゴミを拾って帰るのは、ブラジル大会がはじめてではなく、日本代表チームがワールドカップ初出場をはたした1998年のフランス大会からの伝統行事とのことである。われわれ日本人にしてみれば、ひいきチーム敗戦の腹いせにゴミを投げすてて帰るなどは恥ずべき行為である。日本では一般市民でこのような行為をおこなう人は、ほぼいないといってよいように思われるのである[[29]](#footnote-29)。

* 1. **東日本大震災の被災者たち**

次の事例は、東日本大震災の被災者たちが秩序正しく助けあいながら暮らしている様子について、海外のメディアが日本人の特筆すべき美点として伝えていることである。

その一つは、整然と給水車の列に並ぶ日本人の姿であり、そこに規律遵守の精神を見たのである[[30]](#footnote-30)。被災者は、給水車だけでなく食料や救援物資を配る列にも毎日のように並んだのであろう。おそらく、順番を守らずにわれ先に食料や救援物資を手に入れようとする人などいなかったのであろう。

二つ目は、震災後の混乱の中でも秩序が維持され略奪などの無法状態が見られなかったことである[[31]](#footnote-31)。ここでいう略奪などの無法状態とは、無人となった店舗等にひと目をはばからずに侵入し家財道具や商品などを持ち去る行為をいう[[32]](#footnote-32)。米国では、ハリケーン・カトリーナ（2005年8月25～31日）が通過したあとのニューオーリンズ市において、この無法状態が見られたという[[33]](#footnote-33)。中国では、四川大地震（2008年5月12日）のときに支援物資を奪い合う被災者が見られた[[34]](#footnote-34)。ハイチ地震（2010年1月12日）のときには、略奪が続発したとのことである[[35]](#footnote-35)。海外のメディアは、東日本大震災の混乱の中で略奪等が見られなかったことを驚きとともに伝えている[[36]](#footnote-36)。

ちなみに、1995年1月の神戸市中心地域が壊滅的被害をうけた阪神淡路大震災においても、商店等への略奪などは見られなかった[[37]](#footnote-37)。

* 1. **小学生の地下鉄通学と「はじめてのおつかい」**

これも外国人の指摘であるが、小学生が一人で地下鉄に乗って通学するなどということは、欧米ではありえないことのようだ[[38]](#footnote-38)。このような小学生の通学風景は都心の地下鉄ではめずらしくないが、外国人の目には日本の治安の良さを象徴する光景に映るのである。

また、「はじめてのおつかい」というテレビ番組が成立しうる必須の条件は、治安の良さである。これもわれわれ日本人は、外国人からの指摘ではじめて気づかされたのではないだろうか[[39]](#footnote-39)。小学校に上がる前の幼児が親からたのまれた買い物をして帰宅するまでの様子をテレビカメラが追っていくという番組で、そのなかに笑いや感動のドラマが見られることで25年以上続いている人気番組である[[40]](#footnote-40)。

日本の治安の良さは、世界でトップクラスといえるだろう。これは日本人の倫理性の高さを表していると思われる[[41]](#footnote-41)。

犯罪統計の数字を見てみよう。下表は、2013年の日本および主要国における殺人、強盗、窃盗、強姦の犯罪率を示している[[42]](#footnote-42)。犯罪率は、人口十万人あたりの犯罪件数である。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 殺人 | 強盗 | 窃盗 | 強姦 |
| 日本 | 0.3 | 2.6 | 533.9 | 1.1 |
| 米国 | 3.9 | 108.8 | 2,722.0 | 24.2 |
| 英国 | 0.9 | 94.3 | 3,136.3 | 35.8 |
| フランス | 1.2 | 195.3 | 2,180.6 | 17.5 |
| ドイツ | 0.7 | 58.6 | 2,957.5 | 9.2 |

いずれの犯罪についても、日本の犯罪率は他国にくらべ非常に低いことがわかる。犯罪発生率については、国情の違い[[43]](#footnote-43)が影響するため、単純に比較することはできないであろうが、それにしても日本の犯罪発生率は他国とくらべきわだって低いといえる。やはり根本的な理由として、犯罪行為にたいする倫理観の高さの違いがこの結果になっていると考えざるをえない。

* 1. **失くした財布が戻ってくる日本**

来日した外国人の驚いた体験談として、失くした財布等の貴重品が戻ってきたという話がある[[44]](#footnote-44)。欧米諸国はもちろんその他諸外国では、失くした貴重品が持ち主にもどってくることは、確率として低いのであろう。遺失物がもどってくる確率は、拾得物横領の量刑や謝礼の程度、警察署へのアクセスの容易さ等々によるのであろうが、おそらくこのような要因を考慮しても、日本においては遺失物がもどってくる確率は高いのであろう。

路上やタクシーの中などで遺失物を発見したときの状況を考えると、そのときには人の目があってすぐに自分のポケットにいれるのは憚られるとしても、それを警察等に届けるふりをして横領してしまうことは、一般的に容易なことのように思われる。まさに拾得者の倫理観がためされる状況といえるかもしれない。このような状況において遺失物を警察等にとどける行為は、ある程度高い倫理観をもっていないと誘惑に勝てないのかもしれない。やはり、日本人の倫理観は一般的にいって高いように思われるのである。

* 1. **日本人における倫理観の二面性**

最近の企業不祥事をいくつか思い浮かべてみよう。自動車会社での長期間にわたる無資格検査、燃費データの捏造、リコール隠し、電機メーカーの不正会計、タイヤ等ゴム製品メーカーの耐震試験データの捏造。これらの企業不祥事は、すべて著名な一部上場企業が起こしたものである。不正行為に関与した役員・従業員の倫理観に大きな疑問符をつけざるをえない。

これらの役員・従業員は、家庭においては良き夫であり良き父親であったことは想像に難くない。父親であればその子どもに、ルールを守ること、あるいはうそはつかない、正直であることなどを説き、みずからも休日には良き夫・父親として行動してきたはずである。彼らはサッカー観戦のあとでゴミはゴミ箱に捨てて帰っていく市民の一人であり、被災者であれば給水車の列に整然と並ぶのであろう。おそらく彼らは、社会における行動をみずから律することのできる人たちであろう。

なぜ企業人としての倫理観と家庭人としての倫理観は、このようにかい離しているのであろうか。

1. **コンプライアンス研究の視点**
	1. **コンプライアンス研究に欠けている視点**

上記で述べたように、日本人は高い倫理観を持っている一方で、数多くの企業不祥事を起こし続け、企業人としてはしばしば倫理の欠如が見られるように思われる。日本人の倫理観には二面性があるのではないだろうか。

内部統制システムや内部統制体制のための法整備は進み、これは企業でのコンプライアンス体制の導入・強化を促進した。現時点では中小企業を含め大多数の企業は、なんらかの形でコンプライアンス体制を導入している状況となっている[[45]](#footnote-45)。

コンプライアンスは今日においては、経営の重要課題と認識されるまでになったかと思われる。しかしながら、企業不祥事はあとを絶たないのが現状である。なぜなのだろうか。

倫理観の二面性をもたらすものは、なんなのだろうか。ここにコンプライアンス研究における欠けている視点があるのではないだろうか。

コンプライアンス違反を犯すのは、人である。そして、人の心がその人に違反をおこなわせ、その心が違反を思い止まらせるのである。この「心」という視点が、これまでのコンプライアンス研究に欠けているのではないだろうか。

* 1. **日本の文化と日本人の心**
		1. **日本の文化**

「心」といってもいささか具体性に欠けるであろう。具体的にいえば、日本人のものの考え方である。

日本人のものの考え方は、日本の伝統的な文化によって形つくられているといえるだろう。これは、権利主張に消極的な日本人の権利意識[[46]](#footnote-46)などからもよく知られていることである。

日本人の考え方に影響を与えたものとしては、まず神道や仏教などの伝統的宗教が思い浮かぶ。神道や仏教の考え方は、太平洋戦争終戦前の日本人の生活に色濃く反映されていたかと思われる。それは現在でもわれわれ日本人の考え方に影響を残しているのではないだろうか。たとえば、「情けは人のためならず」という格言は、仏教の因果応報の思想をあらわしているようだ。われわれは、知らないうちに仏教の考え方から影響を受けているのである。

儒教は江戸期には武士階級の必須の学問となっており、またその武士階級の倫理規範というべき武士道は儒教の考え方をとり込んで、現代にもその影響をおよぼしているのではないだろうか。新渡戸稲造が著した「武士道」（原文英語）はよく知られており、その翻訳本や解説本は図書館の書棚に数多くならんでいる。1700年代はじめに著された「葉隠」も同様である。たとえば、日本人は卑怯なふるまいを嫌悪し、いさぎよいことに価値を見いだす傾向があるように思う。これなどは、武士道の影響なのではないだろうか。

さらには、弥生時代からつづく稲作文化は、日本人のものの考え方に影響を与えているといわれている。機械化される以前には、田植えや刈り入れは村落に居住する農民たちの協力なしには困難であった。したがって、彼ら農民たちは、他の農民たちとの衝突対立はさけねばならず、ここから和を重んじ自己主張をひかえる日本人の心がつちかわれてきたようだ。

ここでは、すべてを列挙することはできないが、日本の文化という視点からコンプライアンスにどのような影響を与えているかを研究していくことが必要と考える。

* + 1. **日本人の心**

もう一つ「心」に関して忘れてならないものは、心理学である。心理学は人の心のさまざまなメカニズムを解明してきているが、心理学で得られた知見はコンプライアンス違反を犯してしまう心理に応用できるのではないだろうか。企業不祥事にかかわった人は、それを不正と知りながらその不正行為を承認し、あるいは黙認し、あるときは積極的に加担したのである。そこで働いた心理のメカニズムが解き明かされれば、予防する方策もわかるのではないだろうか。一例をあげれば、集団心理の一つである同調という現象である。企業において集団でおこなわれるものといえば会議がある。会議における集団心理として働くメカニズムに、同調という現象がある。ある意見にたいし賛成を表明する人があらわれると、他の多くの人もその意見に付和雷同してしまう現象である。この心理現象は、心理学者S.アッシュによる実験[[47]](#footnote-47)で確認されている。この同調で怖いのは、その意見が不正・不当な内容であっても集団心理として賛成してしまうことである。

また、心理学の分野で犯罪心理学という分野がある。犯罪としての色あいのつよいコンプライアンス違反には、犯罪心理学の知見が適用できるように思われる。たとえば、割れ窓理論の考え方[[48]](#footnote-48)を企業に適用すれば、小さな不正が見のがされている職場は、しまいには大きな不正をまねくことになる。小さな不正を見のがさないことが、重大な不正行為を防ぐことになるのである。

このように不正をおこなう心のメカニズムを解き明かそうという視点は、現在のコンプライアンス研究において軽視されているように思われる。

1. **今後の課題**

本稿において提示した問題意識は、現在のコンプライアンス研究においては日本の文化と日本人の心という視点が軽視され、あるいは欠けているのではないかと思われることであり、この視点からコンプライアンス違反の発生原因とそれを未然に防止するための対策のあり方を見直していくことが必要ではないかと考える。

今後の課題としては、日本の文化からわれわれ日本人はどのような影響を受け、その結果日本人はどのような考え方をするようになったのか、あるいは日本人の倫理観における特徴はどのようなものなのかを解明していかなければならない。そして、日本人の心という視点からは、われわれはまず、心理学の分野で得られた知見のうちコンプライアンス違反をおこなう人間の心理を説明する理論・学説を知ることからはじめなければならない。

そのうえで、日本人の考え方・倫理観の特徴および心理学の理論・学説を具体的な企業不祥事に適用し、これにより、企業不祥事の原因を検討していかなければならない。日本の文化と日本人の心という視点から解明された原因は、これまでの「コンプライアンス体制を構築し、Plan・Do・Checkのサイクルで見直しをする」という体制論に偏重したコンプライアンス確保のあり方に修正をせまることになるのではないだろうか。

以上

1. 東芝機械（東芝の子会社）が当時のソビエト連邦共和国に潜水艦用スクリューを作るための工作機械を外国為替及び外国貿易管理法（）に違反して輸出したという事件である。ソビエト連邦共和国等の共産主義国家などへの武器や武器製造機器等の輸出は、米国・日本・西欧諸国等による国際条約にもとづき禁止されていた。この条約の執行機関として設立された国際機関「Coordinating Committee for Multilateral Export Controls」は、その略称からココム（COCOM）と呼ばれていた。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 平成17年7月26日法律第86号。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 田中亘「会社法」（東京大学出版会、2016年9月）P.264、加味和照「新訂会社法 第10版」（勁草書房、2011年9月）P.370。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 会社法362条4項6号。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 大会社とは、資本金5億円以上または負債の部の合計額200億円以上の株式会社をいう（会社法第2条6号）。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 取締役会非設置会社については、取締役の過半数の決議による。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（会社法会社法３４８条３項４号）のことをいう。委員会設置会社については、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（会社法416条1項1号ホ）のことをいう。 [↑](#footnote-ref-7)
8. ただし、その中小会社が委員会設置会社であれば、上記のように委員会設置会社として内部統制システムの構築義務がある。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 弥永真生「リーガルマインド会社法 第14版」（有斐閣、平成27年3月）P.232脚注156。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 会社法施行規則第118条2号。ただし、委員会設置会社でない中小会社はその必要はない。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 会社法施行規則第129条1項5号。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 会社法第357条。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 会社法第383条1項。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 会社法第382条。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 会社法第385条。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 昭和23年4月13日法律第25号。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 上場会社等とは、「有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、金融商品取引所に上場している有価証券の発行者である会社の発行者会社その他の政令で定めるもの」（金融商品取引法第24条の4の4第1項）であり、これはつまり、金融商品取引所に上場されている株式会社および店頭登録されている株式会社である。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 金融商品取引法第24条の4の4第1項。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 金融商品取引法第24条の4の4第1項。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 町田祥弘「内部統制の知識〈第3版〉」（日経文庫、2015年3月）P.22によれば、内部統制は業務に組み込まれたプロセスであって、程度の差こそあれすでに存在しており、金融商品取引法により求められているのは、そうした既存の内部統制を可視化（文書化）することである。 [↑](#footnote-ref-20)
21. 金融商品取引法第24条の4の4第1項。 [↑](#footnote-ref-21)
22. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第3条。 [↑](#footnote-ref-22)
23. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第2条1号。 [↑](#footnote-ref-23)
24. ライブドア事件（2006年）、大王製紙事件（2011年）、オリンパス事件（2012年）、東芝事件（2015年）は、不正会計や乱脈経理にかかわる企業不祥事である。米国においてコンプライアンスが注目されサーペンス・オクスリ―法（SOX法）制定のきっかけとなったエンロン事件（2001年）とワールドコム事件（2002年）は、ともに不正会計にかかわる企業不祥事である。 [↑](#footnote-ref-24)
25. 高巌「コンプライアンスの知識〈第2版〉」（日経文庫、2010年6月）、浜辺陽一郎「図解コンプライアンス経営 第四版」（東洋経済新報社、2016年7月）、その他上場企業等のコンプライアンス体制に関する説明資料はインターネット上で容易に入手・参照できる。 [↑](#footnote-ref-25)
26. 取締役会非設置会社については、取締役の過半数の決議である。 [↑](#footnote-ref-26)
27. 平成16年法第122号。 [↑](#footnote-ref-27)
28. https://matome.naver.jp/odai/2140296947943238301。 [↑](#footnote-ref-28)
29. 筆者の経験では、日本の野球場やラグビー場でゴミの放置はないわけではない。ただし、ちらほらと見える程度で、そのほとんどは場内売りの飲料・食事用の紙コップや発泡スチロール容器である。ひいきチームの負けた腹いせにゴミを投げ捨てる人など見たことがない。競馬場もほぼ同じような状況である。はずれ馬券や競馬新聞の放置はよく見かけるが、予想がはずれた腹いせにゴミを投げ捨てる人など見たことがない。清掃員がごみ袋をもって巡回しているのもゴミの放置を少なくしていると思われる。 [↑](#footnote-ref-29)
30. 河北新報2011年3月17日朝刊。 [↑](#footnote-ref-30)
31. 前掲河北新報。 [↑](#footnote-ref-31)
32. ハリケーン・カトリーナのときに発生した略奪は写真撮影されているが、その写真には白昼堂々と多数の市民が商品を持ち去る姿が写されている。 [↑](#footnote-ref-32)
33. 朝日新聞2005年9月3日朝刊および同5日朝刊・夕刊。9月3日朝刊では、「凶悪犯が市を仕切る」「警官まで略奪」「治安機能を失った街」という見出しのもと、ニューオーリンズ市の無法状態を伝えている。 [↑](#footnote-ref-33)
34. 斎藤豊治編「大災害と犯罪」（法律文化社、2013年3月）P.117に引用されているTBS「ニュース23」2008年5月15日放映。 [↑](#footnote-ref-34)
35. 毎日新聞2010年1月18日夕刊。 [↑](#footnote-ref-35)
36. 前掲河北新報。 [↑](#footnote-ref-36)
37. 前掲斎藤P.8～9によれば、阪神淡路大震災（1995年1月17日）の際に小規模な略奪行為が見られ、また、コンビニに多数の被災者が来店し混雑に紛れにて金を払わずにいってしまう人もいたとのことである。 [↑](#footnote-ref-37)
38. http://www.businessinsider.com/little-kids-in-japan-are-independent-2015-10。 [↑](#footnote-ref-38)
39. 同上のURL。 [↑](#footnote-ref-39)
40. http://www.ntv.co.jp/otsukai/。 [↑](#footnote-ref-40)
41. 犯罪の発生は倫理性だけの問題ではなく、さまざまな要因が考えられる。街路灯や防犯カメラの設置、警察官・自警団の巡回、銃・刀剣の規制、貧困・失業問題、民族・人種・宗教対立の状況などなどである。日本は諸外国にくらべ防犯体制・規制が整っており、社会が安定していることも犯罪の少なさに寄与しているのであろう。とはいえ、倫理性の高さが犯罪を少なくしていることは否定できないであろう。 [↑](#footnote-ref-41)
42. 法務省法務総合研究所「犯罪白書～再犯の現状と対策のいま～」（平成28年12月）に掲載されている犯罪率データであるが、データは2013年が最新のものであった。2009年から2013年までの犯罪率データが掲載されているが、各国ともちいさな範囲で増減はあるものの、いずれの犯罪についても日本の犯罪率がきわだって低いことにかわりはない。 [↑](#footnote-ref-42)
43. 脚注40を参照。 [↑](#footnote-ref-43)
44. http://news.aol.jp/2016/04/10/otoshimono/、https://grapee.jp/279808。 [↑](#footnote-ref-44)
45. 公正取引委員会「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」（平成24年11月）P.9は、法務・コンプライアンス担当部署を設置していない企業は0.2%であると述べている。 [↑](#footnote-ref-45)
46. 川島武宜「日本人の法意識」（岩波新書、1967年）。なお、本書での主張にたいして現在では多くの反論がなされているが（藪重夫「「日本人の法意識」論再考」北大法学論集38（5‐6上）：263‐277、1988年7月20日を参照）、日本の文化が日本人の権利意識に影響を与えているという視点は否定されていない。 [↑](#footnote-ref-46)
47. 部屋に一人の被験者と七人のサクラを集め、これらの八人それぞれに三本の長さの異なる線分が書いてある紙を渡す。アッシュは一本の線分が書いてある紙を八人に示し、「その線分は三本の線分のうちどの線分と同じ長さか？」と質問する。七人のサクラは明らかに不正解とわかる線分を「これが同じ長さだ」と回答する。そうすると、被験者も異なる長さの線分であるにもかかわらず「これが同じ長さだ」と回答してしまう。 [↑](#footnote-ref-47)
48. ビルや住宅の窓ガラスが割れているのを放置しておくと、それは人の目がとどいていないというサインになり、犯罪を誘発しやすいという考えである。 [↑](#footnote-ref-48)